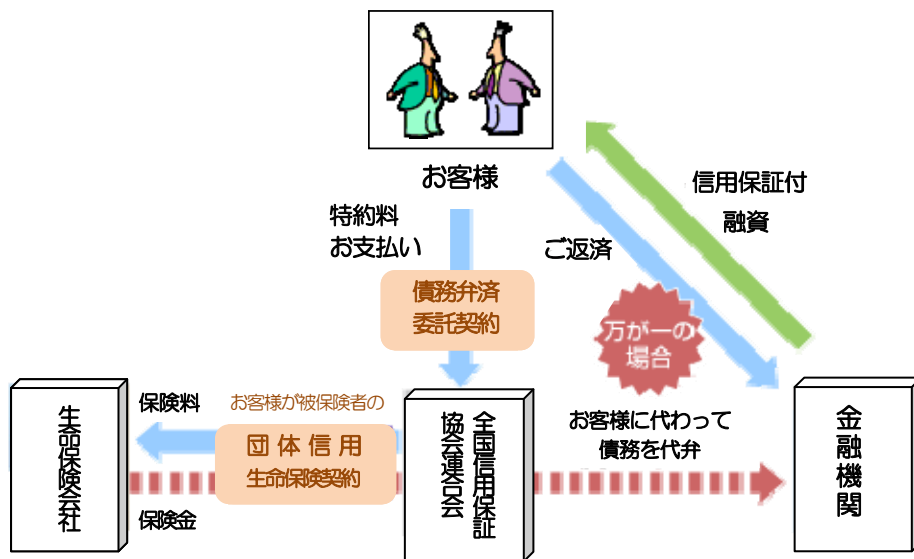


団体信用生命保険制度のご案内

1. 団体信用生命保険制度のしくみ

保証協会団信は、信用保証協会からの債務保証を伴った融資に関し、全国信用保証協会連合会（以下「連合会」と）と生命保険会社の間で、中小企業者等を被保険者とする「団体信用生命保険契約」を結びます。万が一、保証協会団信付の保証債務が全額返済されないうちに被保険者（代表権を有する連帯保証人の方）が死亡もしくは所定の高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、連合会が生命保険会社から受け取る保険金をもとに、取扱金融機関に対する債務を弁済するしくみとなっています。



※ 保証協会団信の加入は任意であり、保証の諾否には一切関係ありません。

2. 加入資格

次に該当する方で、加入申込時点で満 20 歳以上満 66 歳未満の方（満 70 歳で自動脱退となります）

- ① 個人事業主の場合は、本人
- ② 法人の場合は、代表者であって、保証付融資の連帯保証人

※法人のうち組合、医療法人は本制度の対象となりません。

3.加入対象融資

次のいずれにも該当する融資

- ① 融資金額：100万円以上1億円以下
- ② 貸付形式：証書貸付（手形貸付および根保証は対象外）
- ③ 融資期間：1年以上（融資期間に占める据置期間の割合が50%を超えないこと）
- ④ 返済方法：元金均等又は元利均等分割返済（一括払いは対象外）

4.申込手続

加入を希望される場合は、通常の保証申込書類に加え、次の書類が必要となります。

- ① 債務弁済委託契約申込書
- ② 団信申込書兼告知書兼口座振替依頼書

※融資金額が5,000万円超の場合は、所定の様式による「健康診断結果証明書」が必要となります。
また、告知事項が「あり」の場合は、生命保険会社から医師の健康診断書を求められることがあります。

5.特約料

特約料（保険料）は債務残高をもとに計算され、団信申込時に登録された口座から、1年分の特約料を収入代行会社経由にて連合会が引き落とします。

上記は制度の概要を示すものであり、制度の詳細およびお問い合わせにつきましては、全国信用保証協会連合会（団信担当）までお願い致します。

詳しくはこちらまで

<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/insurance.html>

- 0120-966-023（通話料無料）
- 03-6823-1203